

# 「スポーツ実施率向上のための行動計画」の 主な進捗状況

|                        |   |    |
|------------------------|---|----|
| 「スポーツ実施率向上のための行動計画」の概要 | … | 1  |
| 点検項目1: 広く国民全体に向けた取組    | … | 3  |
| 点検項目2: 子供・若者向けの取組      | … | 7  |
| 点検項目3: ビジネスパーソン向けの取組   | … | 10 |
| 点検項目4: 高齢者向けの取組        | … | 12 |
| 点検項目5: 女性向けの取組         | … | 14 |
| 点検項目6: 障害者向けの取組        | … | 16 |

# 「スポーツ実施率向上のための行動計画」について

## スポーツ審議会健康スポーツ部会

### スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

**「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！**

＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要

スポーツ審議会総会  
において、  
**健康スポーツ部会**  
を設置  
(2017年7月7日)

#### ＜健康スポーツ部会：開催実績＞

- 第1回：2017年9月20日
- 第2回：2017年11月27日
- 第3回：2018年2月27日
- 第4回：2018年3月26日
- 第5回：2018年5月11日
- 第6回：2018年6月25日

(「スポーツ実施率向上のための行動計画」策定)

- 第7回：2018年10月2日
- 第8回：2019年2月12日
- 第9回：2019年3月28日
- 第10回：2019年6月10日

(「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」策定)

### スポーツ実施率向上のための 行動計画

(2018年9月6日策定)

広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上のための新たなアプローチや、即効性のある取組

#### 【施策の対象】

※全体の他に、以下の主な対象ごとに整理

- **子供・若者**  
…スポーツの実施について二極化が課題である
- **ビジネスパーソン**  
…特にスポーツ実施率が低い  
(20代～50代は全体平均を下回る)
- **高齢者**  
…相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である
- **女性**  
…男性と比較してスポーツ実施率が低い
- **障害者**  
…スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

### スポーツ実施率向上のための 中長期的な施策

(2019年8月7日スポーツ庁長官決定)

新たな制度創設・制度改正も視野に入れた  
中長期的な施策

#### 【施策の対象】

※以下の4つの分野を柱として取りまとめ

1. 地域におけるスポーツの環境づくり
2. スポーツに関わる関係団体と連携したスポーツ実施の推進
3. 障害者スポーツの推進
4. エビデンスに基づく健康スポーツ政策の取組の促進

**今後、工程表を策定し、施策を  
具体的に推進**

# スポーツ実施率向上のための行動計画 <概要>

スポーツ実施率向上のための具体的取組として、以下の3つの観点から取り組むべき施策を取りまとめた。

- 〔1〕施策の対象：①全体、②子供・若者、③ビジネスパーソン、④高齢者、⑤女性、⑥障害者
- 〔2〕施策の段階：①スポーツをする気にさせる施策、②スポーツするために必要な施策、③スポーツを習慣化させるための施策
- 〔3〕施策に取り組むべき主体：①国、②地方自治体、③産業界、④スポーツ団体等、⑤医療福祉関係者、⑥学校等

## 【全体】

- ①スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- ②スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。
- ③広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施する。
- ④スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取り組む。
- ⑤関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

## 【子供・若者】

スポーツの実施について二極化が課題である

- ①運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。
- ②親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。
- ③総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。
- ④日本版NCAAの創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。

## 【ビジネスパーソン】

特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）

- ①気軽に取り組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。
- ②「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。
- ③「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。
- ④働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。

## 【高齢者】

相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要である

- ①無理なく実施できるスポーツ・レクリエーションプログラムの活用・普及を図る。
- ②普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。
- ③地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。

## 【女性】

男性と比較して、スポーツ実施率が低い

- ①スポーツ実施の促進のため、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進める。
- ②無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。
- ③食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を打ち出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

## 【障害者】

スポーツ実施率が低く、未実施者の8割超が無関心層である

- ①自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。
- ②散歩、ウォーキングなど、気軽なものもスポーツであるとの意識の浸透を図る。
- ③「Specialプロジェクト2020」の取組を推進する。
- ④障害者以外に対しても障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。

- 一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「**スポーツ・イン・ライフ**」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。
- スポーツの実施により、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、**健康長寿社会を実現**する。

## スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 55.1% → 65%程度

<平成28年度> <平成30年度>

## 点検項目1: 広く国民全体に向けた取組 ①

### 【策定時の状況】

現在、スポーツ実施率は55.1%(平成30年度調査)となり、上昇傾向にあるが、成人の半数近くはほとんどスポーツをしていないという状況でもあり、特にスポーツ実施率の低い層への対策が求められる。

### 【主な施策の取組状況】

① スポーツには、皆が日常の中で楽しんで実施する身体活動も含まれるということを共有し、スポーツそのものの捉え方について意識改革を図る

・スポーツ庁ホームページ上で、スポーツの再定義に関するメッセージを掲載し、スポーツの捉え方について共有。

②～④ 広報普及活動の充実

・スポーツ庁で実施する施策のアイデア募集(パブコン:パブリックコンペティション)により、広く国民からスポーツ実施率向上に向けたアイデアを募集し、最優秀作品については具現化して実施。

・学校でのオリパラ教育を実施すると共に、2019年のラグビーW杯を契機とした放課後ラグビースクール等を実施。

⑤ オリンピック・パラリンピック教育を推進する

・「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」において、全国的に競技体験や出場国・地域に関する学習、オリンピック・パラリンピアンとの交流等を実施。

⑥ スポーツボランティア(ささえる)への参加促進に向けた取組を行う

・日本スポーツ協会、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークの「スポーツボランティア活動の推進に関する協定」締結などにより、団体間の連携が進展。

⑦ 医療・健康・福祉等、他分野との連携を強化する

・厚生労働省とスポーツ庁の間での「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」等の開催や「健康・医療新産業協議会」のアクションプランへのスポーツ庁の取組の記載等を通じ、連携強化を促進。

・日本体力医学会や日本体育学会、日本心臓リハビリテーション学会等の協力を得て、スポーツ実施の促進に係る各種施策について周知。

## 点検項目1: 広く国民全体に向けた取組 ②

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑧～⑩新たなスポーツへのアプローチ

- ・スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト「スポーツ参加促進に向けた新たなアプローチ開発」において、新たなスポーツの開発・普及を図るとともに、マッチング・プロモーション体制を整備。
- ・大規模商業施設におけるウォーキング啓発の取組等、民間企業で実施している取組の普及を促進。

#### ⑪～⑫スポーツをする仲間づくり・場所の整備

- ・地方自治体がスポーツ指導者スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミーを導入するための手引きを策定。
- ・学校体育施設の有効活用に関する手引きを策定し、モデル事業を実施の上、セミナーにおいて事例等を紹介。

#### ⑬総合型地域スポーツクラブに地域住民がより参画しやすい環境を整備する

- ・総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るため、「登録・認証制度」の制度運用に向けた環境整備を促進。
- ・総合型地域スポーツクラブを地域に定着させるため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進。

#### ⑭スポーツをする仲間や場所を見つけるマッチング機能の拡充を図り、スポーツ機会を増やす

- ・スポーツの実施に係る場所や指導者等の情報について一元的に検索可能なポータルサイトの整備事業を実施。
- ・地方自治体がスポーツ指導者スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミーを導入するための手引きを策定。

#### ⑮「スポーツ推進アクションガイド」の普及を図る

- ・「スポーツ推進アクションガイド ～Enjoy Sport, Enjoy Life～」(2018年3月)について、ホームページ上で周知。

#### ⑯スポーツに関する人材の一層の活用を図る

- ・公益財団法人日本スポーツ協会においてスポーツ指導者の資質能力の向上を目的に実施している「公認スポーツ指導者」制度の養成講習会について、日本スポーツ協会への補助金により支援。

#### ⑰スポーツ庁等の主催によるイベントを実施する

- ・楽しみながら体を動かす場となる「スポーツ祭り」や、スポーツ・レクリエーション、野外活動、文化活動などのさまざまな活動を開催する「あそびの日」キャンペーン等について、関係団体と連携しながら開催。



## 点検項目1: 広く国民全体に向けた取組 ③

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑱～⑲「地方スポーツ推進計画」の策定の促進・地方自治体の取組みの表彰

- ・「運動・スポーツ習慣化促進事業」に参画した地方自治体の取組事例について、全国の地方自治体等へ周知するとともに、先進的な取組についてはスポーツ庁幹部の講演等において紹介。

#### ⑳スポーツをすることによる効果を示した論文等を収集し、発信する

- ・スポーツの効果に関する解説記事を、スポーツ庁広報媒体「数字で見るスポーツの価値」シリーズ等で連載。

#### ㉑「運動・スポーツ習慣化促進事業」の活用を促すとともに、成果の普及・広報に努める

- ・「運動・スポーツ習慣化促進事業」について、厚生労働省や日本医師会、各学会等の協力を得て公募情報の周知を行うとともに、取組事例集を作成し、全国の地方自治体への普及啓発を実施。

#### ㉒スポーツの実施によりインセンティブが図られる取組を促進する

- ・「運動・スポーツ習慣化促進事業」において、地方自治体におけるスポーツの実施によりインセンティブが図られる取組を支援。
- ・「FUN+WALK PROJECT」において、ウォーキング実施者の歩数に応じたクーポン配布を実施。
- ・健康保険組合連合会が「社会貢献型インセンティブ検証事業」として、歩数に応じて寄付が行われる事業を実施。

#### ㉓まちづくり計画と連携する

- ・スポーツ・健康まちづくりに関する政府の支援策等に関し、関係省庁と連携し地方自治体等に幅広く情報を提供。

#### ㉔安全なスポーツ活動を支援する

- ・スポーツポータルサイト「ココスポ」にて、種目別の安全対策に関する情報を掲載。
- ・熱中症の事故防止通知においてイベント主催者に対する注意喚起を実施。

#### ㉕省庁・地方自治体の垣根を超えて、政策の連携を図る

- ・スポーツツーリズムを推進するため、観光コンテンツの磨き上げ、地域への誘客プロモーション等を実施するとともに、文化庁・観光庁と連携してスポーツ文化ツーリズムのアワード及びシンポジウムを実施。

## 点検項目1: 広く国民全体に向けた取組 ④

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

- スポーツ実施率向上のための各種施策について、発信力が不足している
  - ・SNS等を活用し、スポーツ実施力向上施策に関する発信力を強化
  - ・タレントに限らず作家や文化人等の幅広いインフルエンサーを起用
  
- 既存のスポーツでは取り込めなかったスポーツ未実施層を取り込む新たなスポーツについて、開発・普及不足である
  - 新たなスポーツの開発・普及の仕組み作りを実施
  
- これまでに実施した各種施策や事例について、優良事例はあるものの横展開ができていない
  - 既存の事業について、手引きや好事例をセミナーや講習会等において発信することで、周知及び横展開を促進
  
- 総合型地域スポーツクラブについて、地域に根差したクラブとして定着するには至っていない
  - 総合型クラブを地域スポーツの担い手とするため、登録・認証制度を構築するとともに各都道府県レベルでの中間支援組織を整備することで体制強化を促進
  
- 指導者資格及びグッドコーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」が普及していない
  - 指導者資格保有を促すような仕組みを検討、指導者養成講習会への「モデル・コア・カリキュラム」の導入を促進
  
- スポーツ推進委員の知名度が低く、人材の数・質共に不足している
  - スポーツ推進委員について、人材の選考と研修に係る体制を整備
  
- スポーツ・健康まちづくりについて、地方自治体のスポーツ担当部局以外の部局に対する情報提供が不足している
  - 関係省庁と連携し、スポーツ・健康まちづくりに関する情報提供の充実等により、地方自治体内部の体制強化を促進

## 点検項目2:子供・若者向けの取組 ①

### 【策定時の状況】

- スポーツの実施について二極化が課題となっており、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められる。
- 幼児期に外遊びをよくしていた児童は日常的に運動し、体力も高い傾向にある。
- 学校段階を通じ、安全・安心な環境の下、学校の内外でスポーツを楽しめるようにすることが求められる。

### 【主な施策の取組状況】

#### ① 楽しみながら多様な動きを身に付けることができる運動遊びプログラムの普及を図る

- ・「子どもの運動習慣アップ支援事業」において、幼稚園教諭・保育士・指導員等のプレイリーダー育成を推進。
- ・「子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン」において、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において子供と一緒に運動や体験活動等を実施する機会を提供。

#### ② 中央競技団体等による子供の発達段階に応じた取組の実施を図る

- ・幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)普及講習会(日本スポーツ協会主催)の実施を支援。

#### ③ 幼児・児童の行動に大きな影響力を持つ保護者に対して、幼児期・児童期における運動の重要性を啓発する

- ・「子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン」において、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)ガイドブックを配布し保護者等への情報提供を実施。
- ・スポーツ政策調査研究事業(幼児期の運動習慣向上好事例調査)を実施し、調査結果を発信。
- ・日本レクリエーション協会と連携し「あそびの日」キャンペーンを推進。



## 点検項目2:子供・若者向けの取組②

### 【主な施策の取組状況】

④子供がスポーツに対する苦手意識を持たず、得意な種目を見つけることなどによって、スポーツに対する意欲を高めることを促進する

- ・学校における体育・保健体育指導の質向上のため、「体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会」や「全国学校体育研究大会」等において、指導力向上に向けた協議会や体育・保健体育授業の実践研究等を実施。
- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、各地域の課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、環境整備等を推進。

⑤地域の実情に応じたスポーツ環境の整備を図る(運動部活動の見直し、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る)

- ・「運動部活動改革プラン」において、競技志向によらないレクリエーションを中心とした部活動の取り組みを支援。
- ・R5年度以降休日の部活動を段階的に地域移行することを示した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を発表。
- ・総合型地域スポーツクラブの質的充実を図るため「登録・認証制度」の制度運用に向けた環境整備を促進。
- ・幅広い地域住民の参画による地域学校協働活動の一環として、全ての子供を対象に学習支援やスポーツ活動を含む多様な体験・活動を実施するために必要な体制構築を推進。
- ・「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を策定し、モデル事業を実施してセミナーにおいて事例を紹介。

⑥大学スポーツの振興に向けた支援を行う

- ・国主導のもと一般社団法人大学スポーツ協会を設立し、競技横断大学対抗戦『UNIVAS CUP 2020-21』の開催、相談窓口の設置、動画配信等を実施。

⑦幼児期運動指針に基づいた幼児期からの運動習慣づくりを推進する

- ・教員を対象に幼児期運動指針に基づく指導力向上に向けた協議会を実施。
- ・「子どもの運動習慣アップ支援事業」において、幼稚園教諭・保育士・指導員等のプレイリーダー育成を推進。(再掲)
- ・「子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン」において、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において子供と一緒に運動や体験活動等を実施する機会を提供。(再掲)

## 点検項目2:子供・若者向けの取組③

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

- 子供の運動遊びプログラムや「アクティブ・チャイルド・プログラム」について、継続的な実施を促すための普及啓発が不足している
  - 地方自治体、スポーツ関連団体、民間企業等の連携の下、子供の運動遊びプログラムの普及活動が継続されるよう支援
  
- 休日の部活動の段階的な地域移行のために必要となる休日のスポーツ環境が不足している
  - 生徒の多様なニーズに対応できる部活動指導員や外部指導者の確保・活用を促進
  - ・総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツの担い手となる団体の体制を整備
  
- 総合型地域スポーツクラブについて、地域に根差したクラブとして定着するには至っていない(再掲)
  - 総合型クラブを地域スポーツの担い手とするため、登録・認証制度を構築するとともに各都道府県レベルでの中間支援組織を整備することで体制強化を促進
  
- 総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の連携が不足している
  - 「地域スポーツ推進団体連絡会議」の設置や情報発信により、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の連携推進体制を構築
  
- 地域学校協働活動(地域住民の参画により、全ての子供を対象にスポーツを含む多様な体験・活動を実施するなど、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちを支えていく活動)について、体制整備の進捗に地域差が見られる
  - 財政支援や好事例の横展開等により、各地の地域学校協働活動を支援

## 点検項目3:ビジネスパーソン向けの取組 ①

### 【策定時の状況】

- 特にスポーツ実施率が低い(20代から50代までのスポーツ実施率は全体の平均を下回っている)。
- 「忙しくて時間がない」「場所がない」ことが、スポーツを実施できない理由として挙げられている。

### 【主な施策の取組状況】

①日常生活において気軽に取組めることもスポーツであるという認識を普及させる。毎日10分又は週に1時間、スポーツをする時間を確保することを目指す

- ・「FUN+WALK PROJECT」において、普段の生活から気軽に取り入れることのできる「歩く」に「楽しい」を組み合わせることで「歩く」ことの自然な習慣化を促進。

②企業において、従業員がスポーツを実施するための環境を整備する

- ・「スポーツエールカンパニー認定制度」において、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を認定し、企業におけるスポーツ振興を促進。

③「スポーツエールカンパニー」認定制度の更なる認知度向上と認定企業の拡大を図る

- ・スポーツエールカンパニー認定企業の取組事例等を紹介するシンポジウムを開催。
- ・令和2年度より、Sport in Lifeプロジェクトコンソーシアムへの加盟と、スポーツエールカンパニー認定制度をリンクさせ、認知度向上及び認定企業の拡大を促進。

④～⑤「FUN+WALK PROJECT」の推進・普及啓発

- ・「FUN+WALK PROJECT」アンバサダーに著名人を任命し、キャンペーンポスターの配布、イベント出演、SNS配信等を通じて事業の拡大を促進。
- ・朝に約1.5kmを歩いて通勤することを促す「FUN+WALK MORNING」イベントを実施。
- ・「FUN+WALK MORNING」キャンペーンにおいて、朝食を食べて歩くことの効果について、ホームページ上等で普及啓発を実施。

## 点検項目3:ビジネスパーソン向けの取組 ②

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑥朝時間の有効活用をPRする

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動を通じて、十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動など、規則正しい生活習慣を確立することを推進。
- ・朝に約1.5kmを歩いて通勤することを促す「FUN+WALK MORNING」イベントを実施。(再掲)
- ・Sport in Lifeコンソーシアム加盟企業がFMラジオ番組と連携し、朝の通勤時間に「歩く」ことを訴求するキャンペーンを実施。

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

#### ○社員のスポーツ習慣作りに関する企業等の自主的な取組が不足している

→スポーツを通じて社員の健康増進に取り組むメリットの訴求等により、ビジネスパーソンのスポーツ習慣作りに向けた更なる普及啓発活動を実施

#### ○ビジネスパーソンにとってスポーツ実施のチャンスとなる朝時間について、十分に活用されていない

→朝時間を創出するための基本的な生活習慣作りに向けた、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進

## 点検項目4:高齢者向けの取組 ①

### 【策定時の状況】

- ー相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要であり、体力の低下にも配慮したスポーツを継続できる環境づくりが求められる。
- ースポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される。

### 【主な施策の取組状況】

#### ① スポーツ・レクリエーションプログラムの普及を図る

- ・「スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康寿命延伸事業」において、高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な「スポーツプログラム」を開発。
- ・「運動プログラムを活用した健康寿命延伸事業」において、運動プログラム(スポレクプログラム)を実践するモデル事業を実施し、その成果の周知により当運動プログラムの普及を促進。
- ・スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト「スポーツ参加促進に向けた新たなアプローチ開発」において、高齢者も無理なく参加できる種目を含む新たなスポーツの開発・普及、マッチング・プロモーション体制を整備。(再掲)

#### ② かかりつけ医、保健師等と連携する

- ・専門知識や技術を持った健康スポーツ医の養成を目的とした講習会の実施を支援し、健康スポーツ医による指導体制の構築を促進。
- ・「運動・スポーツ習慣化促進事業」において、運動・スポーツに十分知識と理解のある医師や医療スタッフと専門性を持った運動・スポーツ指導者が連携して運動・スポーツに関する体制整備を行う取組を支援。

#### ③ 高齢者の身近なコミュニティにおいてスポーツの効能の普及啓発やスポーツ・レクリエーション活動を行う機会を確保する

- ・「運動・スポーツ習慣化促進事業」において、地方自治体が地域のスポーツ団体や地域包括支援センター等と連携し、高齢者のスポーツを通じた健康増進を推進する取組を支援。

#### ④ 「地方スポーツ推進計画」の策定を促進する



## 点検項目4:高齢者向けの取組 ②

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑤地方自治体の取組の表彰を実施する(再掲)

- ・運動・スポーツ習慣化促進事業に参画した地方自治体の取組事例について、全国の地方自治体等へ周知するとともに、先進的な取組についてはスポーツ庁幹部の講演等において紹介。

#### ⑥まちづくり計画と連携する(再掲)

- ・スポーツ・健康まちづくりに関する政府の支援策等に関し、関係省庁と連携し地方自治体等に幅広く情報を提供。

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

- これまでに開発した「スポーツプログラム」(高齢者が無理なく実施でき、介護予防等に効果的な運動プログラム)や、高齢者も無理なく参加できる種目を含む新たなスポーツについて、十分に活用されていない  
→ホームページ上での発信や関係団体等への周知を通じ、これまでに開発した取組の活用を促進

- 健康スポーツ医と各種運動指導者との連携が不足している

- 日本医師会等の関係者と連携し、健康スポーツ医向けのテキストの作成等を通じて健康スポーツ医と各種運動指導者との連携を促進

- 高齢者のスポーツ実施率向上に関する取組みについて、介護・福祉等の現場との連携が不足している

- 厚生労働省の協力を得ながら、地域包括支援センターや介護予防の現場等との連携を促進

- スポーツ・健康まちづくりについて、地方自治体のスポーツ担当部局以外の部局に対する情報提供が不足している

- 関係省庁と連携し、スポーツ・健康まちづくりに関する情報提供の充実等により、地方自治体内部の体制強化を促進

## 点検項目5:女性向けの取組 ①

### 【策定時の状況】

- ー男性と比較してスポーツ実施率が低い。
- ースポーツの実施における女性特有の課題に十分な対応がなされていない。

### 【主な施策の取組状況】

#### ①スポーツを実施していない女性に対するアプローチを実施する

- ・「女性スポーツ促進キャンペーン」において、女性のスポーツ参加を促進すると共に、ライフイベントを経ても継続的に実施できるスポーツメニューやスポーツプログラムを作成・発信。
- ・生活の中の「すきま時間」や通勤・家事育児などの「ながら」を利用しライフスタイルに合わせた「Myスポーツプログラム」を作るツールを作成し、普及啓発を推進。(平成30年度作成、令和2年度改訂)

#### ②都道府県ごとに「女性スポーツアンバサダー(仮称)」を任命し、普及啓発に活用する

- ・スポーツ参加に消極的な女性でも親近感が持てるよう、NHK番組のキャラクター「チョコちゃん」をアンバサダーに任命し、イベント出演、ホームページ、SNS、PR動画等を通じた普及活動に活用。

#### ③健康問題について働きかける

- ・「痩せすぎ」や「運動不足」による若年女性の健康課題や運動・スポーツをすることの効果についての普及啓発資料を作成し、ホームページ上で発信。
- ・「女性スポーツ促進キャンペーン」において、女性の健康課題とスポーツに関する情報をホームページ上で発信。

#### ④女性が参加しやすい施設・プログラムづくりをする

- ・生活の中の「すきま時間」や通勤・家事育児などの「ながら」を利用しライフスタイルに合わせた「Myスポーツプログラム」を作るツールを作成し、普及啓発を推進。(平成30年度作成、令和2年度改訂)(再掲)

## 点検項目5:女性向けの取組 ②

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑤子供と一緒にスポーツができる環境づくりをする

- ・「子どもの運動習慣アップ支援事業」において、幼稚園教諭・保育士・指導員等のプレイリーダー育成を推進。(再掲)
- ・「子供の運動不足解消のための運動機会創出プラン」において、全国の小学校、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等において子供と一緒に運動や体験活動等を実施する機会を提供。(再掲)
- ・「Sport in lifeプロジェクト」において、育児中の者と子どもを対象とした実証実験を実施。(令和2年度)

#### ⑥女性スポーツに関する医・科学的知見の普及啓発を図る

- ・「女性スポーツ推進事業(女性コーチの育成)」において、スポーツ指導者が女性の身体的特徴に応じた安全・安心な指導を行えるようになること等を目的に、「女性スポーツ促進に向けたスポーツ指導者ハンドブック」を作成し、ハンドブックを活用した「女性スポーツサポート研修会」を実施。

#### ⑦日常生活の場でのスポーツ実施を促進する

- ・生活の中の「すきま時間」や通勤・家事育児などの「ながら」を利用しライフスタイルに合わせた「Myスポーツプログラム」を作るツールを作成し、普及啓発を推進。(平成30年度作成、令和2年度改訂)(再掲)

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

○「女性のスポーツ参加促進事業」において実施した調査結果や作成したコンテンツ、プログラム等が十分に活用されていない

→調査結果や作成したコンテンツ、プログラム等について、最新の情報をアップデートしつつ効果的に発信

○スポーツ実施に消極的な非実施層に対し、十分な啓発が行えていない

→運動・スポーツの効果や、「痩せすぎ」や「運動不足」による若年女性の健康課題に関し、情報を発信することで運動・スポーツの重要性に関する理解を促進

## 点検項目6:障害者向けの取組 ①

### 【策定時の状況】

- スポーツ実施率が低いほか、未実施者の8割超が無関心層である。
- 障害者はスポーツの機会・情報が限られていることや周囲のサポートが必要であることなどから、障害のある者とない者が共に実施する取組が必要不可欠となってきた。

### 【主な施策の取組状況】

#### ①ロールモデルを提示する

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究)」において、障害者のスポーツ施設利用の事例について情報を発信。

#### ②「Specialプロジェクト2020」等を推進する

- ・「Specialプロジェクト2020」において、各地の特別支援学校で祭典を行うためのモデル事業や全国的な祭典、全国の特別支援学校を対象としたフォト(動画)コンテストを実施。
- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」において、障害者の継続的なスポーツの実施促進に向けて、各地域における課題に対応して、障害者スポーツの振興体制の強化、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を推進。
- ・スペシャルオリンピックスが実施するユニファイドスポーツ®(知的障害のある人とない人が同一チームで行うスポーツ)や、障害のある人とない人が共に参加できる駅伝大会等について、SNS等で周知。

#### ③障害者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解を推進する

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」において、実施メニューを追加し、新たに「障害当事者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解の推進」を実施。

#### ④身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」において、各地域における障害者スポーツの実施環境の整備を促進。
- ・「Special プロジェクト 2020(特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業)」において、特別支援学校等を拠点とした地域スポーツクラブ活動、他の学校等や地域住民との合同部活動の実施等を支援。

## 点検項目6:障害者向けの取組 ②

### 【主な施策の取組状況】

#### ⑤障害者スポーツを指導する人材を育成する

- ・「日本障がい者スポーツ協会補助」において、障がい者スポーツ指導者等の人材養成の研修を実施。

#### ⑥障害者スポーツ団体の体制の強化を図り、他団体や民間企業等と連携した活動の充実につなげる

- ・「日本障がい者スポーツ協会補助」において、日本障がい者スポーツ協会の活動経費を補助。
- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者スポーツ団体の連携及び体制整備への支援事業)」において、障害者スポーツ団体に対して体制整備に係る助言等を実施するとともに、団体間の連携を推進。

#### ⑦日常生活の場でのスポーツ実施を促進する

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト(地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業)」において、障害者福祉施設、医療リハビリ施設等におけるスポーツ教室の開催や実施環境の整備に係る事業等を実施。

#### ⑧まちづくり計画と連携する(再掲)

- ・スポーツ・健康まちづくりに関する政府の支援策等に関し、関係省庁と連携し地方自治体等に幅広く情報を提供。



## 点検項目6:障害者向けの取組 ③

### 【達成にあたっての主な課題とその解決に向けた取組方針】

- 障害者スポーツに関するロールモデルとなり得る事例について、対象者のリストアップや同意を得る作業に難航している  
→「障害者スポーツ推進プロジェクト(障害者のスポーツ施設利用及びスポーツ参加の課題等の調査研究)」において実施されるモデル事業等において、ロールモデルとなり得る事例を収集し、情報を発信
- 障害者以外に対する障害者スポーツ種目の体験や理解促進が不足している  
→「障害者スポーツ推進プロジェクト」において障害者以外に対する障害者スポーツ種目の体験・理解を促進  
・理学療法士や作業療法士をはじめとした医療関係者や障害者福祉施設・関連サービス関係者との関係を構築
- 障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境が十分に整備できていない  
→「障害者スポーツ推進プロジェクト」において、障害者が身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備  
・理学療法士や作業療法士をはじめとした医療関係者や障害者福祉施設・関連サービス関係者との関係を拡大
- 障害者スポーツ指導者の質・量が不足している  
→日本障がい者スポーツ協会における障害者スポーツ指導者等の人材育成を支援すると共に、障害者スポーツ指導者の資格取得を促進
- 障害者スポーツ団体の組織体制が脆弱である  
→障害者スポーツ団体相互の連携促進等により、障害者スポーツ団体の体制整備を支援
- 若年層の障害者のスポーツ無実施層が増加傾向にあり、成人障害者についても無実施層が半数以上いる  
→障害者のスポーツ無実施層について、スポーツを実施しない原因を分析の上、解決に向けた施策を検討